



# 長崎県公報

## 目 次

| ◎ 告 示                                                           | 所管課（室）名   |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|
| ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）             | 障 害 福 祉 課 |
| ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）             | //        |
| ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更                 | //        |
| ・ 指定公金事務取扱者の指定（2件）                                              | 港 湾 課     |
| ・ 一般競争入札の参加者の資格等                                                | 教育環境整備課   |
| ◎ 公 告                                                           |           |
| ・ 落札者等（3件）                                                      | スマート県庁推進課 |
| ・ 大規模小売店舗の新設の届出                                                 | 経 営 支 援 課 |
| ・ 令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施                                | 雇用労働政策課   |
| ・ 土地改良区の役員の就退任                                                  | 農 村 整 備 課 |
| ・ 測量の実施                                                         | 建 設 企 画 課 |
| ・ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定                                             | 住 宅 課     |
| ・ 一般競争入札の実施                                                     | 教育環境整備課   |
| ◎ 公安委員会告示                                                       |           |
| ・ 地域交通安全活動推進委員の辞職の承認                                            | 交 通 企 画 課 |
| ・ 令和4年長崎県公安委員会告示第48号（乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について）の廃止 | 交 通 規 制 課 |
| ・ 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について                        | //        |
| ◎ 雑 報                                                           |           |
| ・ 令和7年度行政書士試験の実施                                                | 総 務 文 書 課 |

## 告 示

### 長崎県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称      | 所 在 地       | 更新年月日    |
|----------------|-------------|----------|
| 特定医療法人雄博会 千住病院 | 佐世保市宮地町5番5号 | 令和7年7月1日 |

**長崎県告示第357号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称       | 所 在 地        | 更新年月日    |
|-----------------|--------------|----------|
| ココカラファイン薬局 万屋町店 | 長崎市万屋町6番5号   | 令和7年7月1日 |
| セレケア薬局 大岳台支店    | 佐世保市大岳台町21-1 | 令和7年7月1日 |
| 富士見調剤薬局         | 長崎市富士見町22-23 | 令和7年7月1日 |
| 井手薬局 あいのうら      | 佐世保市相浦町263-1 | 令和7年7月1日 |
| やまうち薬局          | 五島市岐宿町中嶽1080 | 令和7年7月1日 |

**長崎県告示第358号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定を更新した。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称     | 所 在 地            | 更新年月日    |
|---------------|------------------|----------|
| 訪問看護ステーションながよ | 西彼杵郡長与町吉無田郷647番地 | 令和7年7月1日 |

**長崎県告示第359号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称 | 所 在 地           | 指定年月日    |
|-----------|-----------------|----------|
| 原田薬局西栄田店  | 諫早市西栄田町662-5    | 令和7年4月1日 |
| 浦上駅前薬局    | 長崎市川口町1番1-103号  | 令和7年4月1日 |
| こころ調剤薬局   | 佐世保市世知原町栗迎28-15 | 令和7年5月1日 |

サンドラッグCARER浜町薬局

長崎市浜町2-34 1F

令和7年7月1日

**長崎県告示第360号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称       | 所在地                           | 指定年月日    |
|-----------------|-------------------------------|----------|
| スターチス訪問看護ステーション | 長崎市花丘町1番21号<br>プライムステージ2-401号 | 令和7年6月1日 |

**長崎県告示第361号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

|   | 指定医療機関の名称 | 所在地                          | 変更年月日     |
|---|-----------|------------------------------|-----------|
| 新 | 変更なし      | 長崎市川口町8-18<br>オーヴィジョン大学病院前1F | 令和7年6月30日 |
| 旧 | 須山薬局      | 長崎市川口町7-4 シアーズ川口1階           |           |

**長崎県告示第362号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務（駐車料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日  
令和7年3月3日
- 2 委託年月日  
令和7年4月1日
- 3 受託者の住所及び氏名  
住所 長崎市興善町2番24号  
氏名 株式会社ふよう長崎 代表取締役 田口 克己
- 4 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中県営常盤駐車場使用料の収納事務
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第363号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務（駐車料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日  
令和7年3月5日
- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 島原市秩父が浦町丁3548番地1  
氏名 有限会社城南総合警備保障 代表取締役 町田 明士
- 3 委託事務  
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中島原港駐車場  
使用料の収納事務
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第364号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する物品の種類  
調達する物品の種類は、次のとおりとする。  
令和7年度教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守契約
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
  - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の時期  
この告示の日から令和7年7月25日までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。  
ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)  
    (ア) 登記簿謄本  
    (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書  
イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)  
    (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書  
    (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書  
    (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書  
ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格

者にその旨を通知する。

## 公 告

### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務名  
県南振興局ネットワーク構築業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和7年5月30日
- 5 落札者  
長崎県長崎市西坂町2-3  
エフサステクノロジーズ株式会社 九州・中四国ビジネス統括部  
統括部長 田中 美治
- 6 落札価格  
118,229,760円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和7年4月18日
- 8 落札方式  
最低価格

### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 借上物品の名称及び数量  
インターネットファイアウォール等機器の賃貸借及び運用保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和7年5月30日
- 5 落札者  
長崎県長崎市田中町585番地5  
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏
- 6 落札価格  
72,678,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和7年4月18日
- 8 落札方式

## 最低価格

## 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 借上物品の名称及び数量  
サーバールーム等セキュリティシステムの賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和7年5月30日
- 5 落札者  
長崎県長崎市田中町585番地5  
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏
- 6 落札価格  
57,000,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和7年4月18日
- 8 落札方式  
最低価格

## 大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）長崎トヨペット佐世保新店  
長崎県佐世保市大和町864番2 ほか
  - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
DEJIMAホールディングス株式会社 代表取締役社長 馬場 政隆  
長崎県長崎市出島町12番13号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
長崎トヨペット株式会社 代表取締役社長 馬場 政隆  
長崎県長崎市出島町12番13号
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年2月24日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,006平方メートル
  - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 28台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
設置なし
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積

- 建物東側 50平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 建物内東側 13.59立方メートル
- 建物内南側 5.45立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 午前10時00分～午後7時00分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前9時30分～午後7時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 建物敷地北側 1箇所
- 建物敷地東側 1箇所 合計2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前9時00分～午後10時00分
- 2 届出年月日
- 令和7年6月23日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
- 公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
- 県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市経済部商工労働課
- 4 その他
- 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 実施職種
- (1) 随時2級
- 築炉（築炉作業）
- (2) 随時3級
- 築炉（築炉作業）
- (3) 基礎級
- 築炉（築炉作業）
- 2 試験の方法
- 上記の職種について実技試験及び学科試験を実施
- 3 技能検定の検定手数料、実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験
- ア 手数料 18,200円
- イ 実施期日
- 令和7年7月8日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
- ウ 実施場所
- 別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
- エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和7年7月8日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、角2、角20又は角A4サイズのいずれかの返信用封筒（あて先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山端土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

| 就 任 役 員<br>理 事 |              | 退 任 役 員<br>理 事 |              |
|----------------|--------------|----------------|--------------|
| 氏 名            | 住 所          | 氏 名            | 住 所          |
| 林 俊 雄          | 五島市高田町2394番地 | 垣 深 等          | 五島市吉田町3091番地 |

|                |                    |                |                 |
|----------------|--------------------|----------------|-----------------|
| 佐々野 茂          | 五島市吉田町2850番地       | 水 戸 寿 志        | 五島市吉田町2912番地13  |
| 梶 山 初 行        | 五島市高田町2089番地       | 平 田 伴 次        | 五島市高田町1729番地    |
| 野 口 善 一        | 五島市高田町964番地 5      | 木 場 善四郎        | 五島市高田町645番地     |
| 畑 中 真 次        | 五島市堤町1339番地        | 川 口 勇          | 五島市堤町1267番地     |
| 山 中 慶 三        | 五島市吉田町1435番地       | 島 俊 明          | 五島市吉田町706番地 1   |
| 横 山 忠 司        | 五島市吉田町2324番地 1     | 谷 川 としみ        | 五島市吉田町2562番地 1  |
| 千代田 三 弥        | 五島市籠淵町2359番地 5     | 松 本 清 治        | 五島市吉久木町1160番地 1 |
| 田 中 邦 男        | 五島市上大津町663番地・664番地 | 田 中 繁          | 五島市上大津町732番地    |
| 田 口 郁 雄        | 五島市東浜町 1 丁目17番14号  | 小 村 卯一郎        | 五島市大荒町1356番地    |
| 就 任 役 員<br>監 事 |                    | 退 任 役 員<br>監 事 |                 |
| 吉 川 喜 一        | 五島市吉田町2861番地 3     | 松 本 覚          | 五島市高田町1751番地 1  |
| 川 口 貞 憲        | 五島市堤町2051番地 1      | 橋 詰 好 廣        | 五島市吉田町1377番地    |
| 梁 瀬 政 明        | 五島市吉田町2914番地10     | 梁 瀬 政 明        | 五島市吉田町2914番地10  |

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県壱岐振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域    | 期 間                        |
|--------|----------------------------|
| 壱岐市芦辺町 | 令和7年7月8日から<br>令和7年10月10日まで |

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（公告）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 支援法人の名称  
特定非営利活動法人 ジャパンマック
- 支援法人の住所  
東京都北区滝野川6-76-9 エスポワール・オチアイ1階
- 支援業務を行う事務所の所在地  
長崎県長崎市柳田町11番地
- 指定年月日  
令和7年6月25日

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 一般競争入札に付する事項**

令和7年度教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守契約

**(1) 借入物品及び数量**

教職員事務用パソコン 1,378台

**(2) 借入物品の特質等**

仕様書による。

**(3) 借入期間**

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで（60か月）

**(4) 納入場所及び条件**

仕様書のとおり

**(5) 入札の方法**

① 入札書に記載する金額は借入期間（60か月）の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

**2 入札参加資格**

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

**3 入札参加資格を得るための申請の方法等**

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和7年7月25日

**4 入札参加条件**

当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

**5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等**

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課

（電話）095-894-3323

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
長崎県教育庁教育環境整備課ホームページ上  
(<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-kankyo/index.html>) において掲載する。
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限  
(提出場所) 5の部局等とする。  
(提出期日) 令和7年8月7日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁行政棟7階教育委員会室  
(期日) 令和7年8月22日 14時00分開始  
入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 令和7年8月21日 17時00分(必着)  
(提出先) 長崎県教育庁教育環境整備課(県立学校管理班)  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合  
なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
      - ① 2,000万円以上
      - ② 2,000万円未満500万円以上
      - ③ 500万円未満
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
  - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
  - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らか

かである者が入札したとき。

- (10) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be on lease:  
Personal computers for general use : 1,378
- (2) Period of lease:  
January 1, 2026 through December 31, 2030
- (3) Delivery place:  
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender by registered mail:  
17:00 p.m. August 21, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:  
14:00 p.m. August 22, 2025
- (6) Point of Contact:  
Educational Environment Improvement Division, Educational Bureau Department,  
Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki City 850-8570 Japan  
TEL 095-894-3323

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第21号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月8日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

辞職を承認した者

| 氏 名     | 活 動 区 域    | 辞職を承認した日  |
|---------|------------|-----------|
| 徳 永 芳 子 | 大浦警察署の管轄区域 | 令和7年6月30日 |

長崎県公安委員会告示第22号

令和4年長崎県公安委員会告示第48号（乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について）は、廃止する。

令和7年7月8日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

長崎県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、佐世保市内（宇久地区を除く。）の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表の  
とおり公示する。

令和7年7月8日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

| 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車を<br>する乗合自動車の停留所の名称 | 所 在 地              | 停車又は駐車を<br>する旅客の運送の用に<br>供する自動車の範囲                                                                                         | 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項 | 合意状況                                           |
|------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 世知原（吉井方面）                                | 佐世保市世知原町栗迎301番1地先  | 佐世保市と運行に関する協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（通称「佐世保市乗合タクシー」）に限る。 | 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。                       | 令和4年11月7日付け関係者間で合意（一部継続）<br>令和7年6月17日付け関係者間で合意 |
| 世知原（槍巻方面）                                | 佐世保市世知原町栗迎302番4地先  |                                                                                                                            |                                                            |                                                |
| 槍巻                                       | 佐世保市世知原町槍巻30番9地先   |                                                                                                                            |                                                            |                                                |
| 世知原小学校前                                  | 佐世保市世知原町栗迎104番1地先  |                                                                                                                            |                                                            |                                                |
| 太田橋（世知原方面）                               | 佐世保市世知原町太田68番2地先   |                                                                                                                            |                                                            |                                                |
| 太田橋（吉井方面）                                | 佐世保市世知原町太田68番4地先   |                                                                                                                            |                                                            |                                                |
| 見返橋（佐々方面）                                | 佐世保市小佐々町黒石323番22地先 |                                                                                                                            |                                                            |                                                |
| 見返橋（鹿町方面）                                | 佐世保市小佐々町黒石306番17地先 |                                                                                                                            |                                                            |                                                |

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 田原             | 佐世保市小佐々町田原290番1地先  |
| 白の浦（佐々方面）      | 佐世保市小佐々町黒石586番1地先  |
| 白の浦（鹿町方面）      | 佐世保市小佐々町黒石624番20地先 |
| 楠泊（鹿町方面）       | 佐世保市小佐々町楠泊690番17地先 |
| 楠泊（佐々方面）       | 佐世保市小佐々町楠泊690番26地先 |
| 上原水源地入口（三川内方面） | 佐世保市早苗町390番7地先     |
| 上原水源地入口（早岐方面）  | 佐世保市早苗町394番3地先     |
| 三川内山入口（三川内方面）  | 佐世保市塩浸町328番4地先     |
| 三川内山入口（早岐方面）   | 佐世保市塩浸町173番5地先     |
| 花高四丁目（権常寺方面）   | 佐世保市花高4丁目106番6地先   |
| 花高四丁目（一丁目方面）   | 佐世保市花高3丁目98番1地先    |
| 下原橋            | 佐世保市権常寺町392番1地先    |
| 柚木             | 佐世保市柚木町2210番1地先    |
| 江迎（田平方面）       | 佐世保市江迎町長坂183番3地先   |
| 江迎（吉井方面）       | 佐世保市江迎町長坂168番17地先  |
| 高岩（田平方面）       | 佐世保市江迎町乱橋571番17地先  |
| 高岩（吉井方面）       | 佐世保市江迎町小川内3番4地先    |
| 志戸氏（田平方面）      | 佐世保市江迎町志戸氏731番5地先  |
| 志戸氏（吉井方面）      | 佐世保市江迎町志戸氏870番1地先  |
| 潜竜（吉井方面）       | 佐世保市江迎町田ノ元467番2地先  |
| 潜竜（田平方面）       | 佐世保市江迎町田ノ元458番3地先  |
| 春の前（世知原方面）     | 佐世保市吉井町橋川内877番10地先 |
| 春の前（吉井方面）      | 佐世保市吉井町橋川内883番4地先  |
| 吉井（江迎方面）       | 佐世保市吉井町立石465番5地先   |
| 吉井（佐々方面）       | 佐世保市吉井町立石457番37地先  |

|                     |                     |  |  |
|---------------------|---------------------|--|--|
| 黒髪町二の二組公会堂前（木場入口方面） | 佐世保市黒髪町604番23地先     |  |  |
| 黒髪町二の二組公会堂前（桜馬場方面）  | 佐世保市黒髪町650番8地先      |  |  |
| 桜ヶ丘入口               | 佐世保市黒髪町4075番106地先   |  |  |
| 木場入口                | 佐世保市黒髪町685番1地先      |  |  |
| 黒髪（桜馬場方面）           | 佐世保市黒髪町79番1地先       |  |  |
| 黒髪（もみじが丘方面）         | 佐世保市黒髪町76番2地先       |  |  |
| 大正町                 | 佐世保市世知原町栗迎免162番地1地先 |  |  |
| 三川内駅前（波佐見方面）        | 佐世保市三川内本町278番地3地先   |  |  |
| 三川内駅前（早岐方面）         | 佐世保市三川内本町189番地3地先   |  |  |
| 長崎国際大学入口（川棚方面）      | 佐世保市崎岡町3487番地5地先    |  |  |
| 長崎国際大学入口（早岐方面）      | 佐世保市崎岡町2950番地1地先    |  |  |
| 重尾（終点）              | 佐世保市重尾町951番地5地先     |  |  |
| 重尾（広田方面）            | 佐世保市重尾町956番地3地先     |  |  |
| 宮の浦（針尾方面）           | 佐世保市針尾東町27番地6地先     |  |  |
| 宮の浦（早岐方面）           | 佐世保市針尾東町30番地1地先     |  |  |
| 皆瀬駅下（大野方面）          | 佐世保市皆瀬町673番地1地先     |  |  |
| 皆瀬駅下（中里方面）          | 佐世保市皆瀬町272番地1地先     |  |  |
| 大久保小学校上（日野方面）       | 佐世保市東大久保町150地先      |  |  |
| 大久保小学校上（佐世保駅方面）     | 佐世保市東大久保町212番地1地先   |  |  |
| 相生橋                 | 佐世保市相生町3地先          |  |  |
| 保立町                 | 佐世保市保立町13番3号先       |  |  |

## 雑 報

### 令和7年度行政書士試験の実施（公告）

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により長崎県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の実施について、次のとおり公示する。

令和7年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 望月 達史

- 1 試験期日  
令和7年11月9日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所  
長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9-6）  
長崎県立諫早技能会館（諫早市宇都町22-76）
- 3 試験の科目及び方法  
次の事項につき筆記試験により行う。

| 試 験 科 目                   | 内 容 等                                                                                                                    | 出題形式                         |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。 | 択一式及び記述式（40字程度で記述するものを出題する。） |
| 行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題） | 一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。                            | 択一式                          |

- 4 受験手数料  
10,400円  
受験手数料の払込方法については、試験案内を参照すること。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。  
また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等により試験を実施しないこととした場合等を除き、返還しない。
- 5 受験手続
  - (1) インターネットによる受験申込み
    - ア 受付期間  
令和7年7月22日（火）午前9時から同年8月25日（月）午後5時まで  
インターネットによる受験申込みは、8月25日（月）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了しない場合は、申込みができなくなるので留意すること。  
受付期間内におけるインターネットによる申込みは、24時間可能。入力方法等の手続の詳細については、当センターホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）から確認すること。  
受付最終日（8月25日（月））は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されるので、余裕をもって早めに申込みをすること。
    - イ 受験手数料の払込み
      - (ア) 受験手数料（10,400円）は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。
      - (イ) 利用できるクレジットカード  
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
      - (ウ) 利用できるコンビニエンスストア  
セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア
  - (2) 郵送による受験申込み
    - ア 受付期間  
令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで
    - イ 受付場所  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。なお、8月18日（月）の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

エ 受験願書及び試験案内の配布方法、配布期間及び配布場所

（ア）郵送配布

a 配布期間 令和7年7月7日（月）から同年8月8日（金）まで

この期間内に下記bの手続きにより請求があったものについて7月22日（火）から郵送により配布する。

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求は、8月8日（金）（必着）まで受け付ける。

b 配布方法 返信用封筒（角型2号（A4サイズ）の受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、住所、氏名及び郵便番号を記載し180円分の切手を貼付したものを、下記の宛先まで郵送すること。

（受験願書及び試験案内の請求宛先）

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

（イ）窓口配布

a 配布期間 令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

b 配布場所 次に掲げる場所

| 配 布 場 所          | 所 在 地                       | 配 布 時 間      |
|------------------|-----------------------------|--------------|
| 長崎県行政書士会         | 長崎市馬町48-1<br>長崎県市町村会館馬町別館5階 | 午前9時から午後5時まで |
| 長崎県庁総務文書課        | 長崎市尾上町3-1                   |              |
| 長崎県長崎振興局総務課      | 長崎市大橋町11-1                  |              |
| 長崎県県央振興局総務課      | 諫早市永昌東町25-8                 |              |
| 長崎県島原振興局総務課      | 島原市城内1-1205                 |              |
| 長崎県県北振興局企画振興課    | 佐世保市木場田町3-25                |              |
| 長崎県五島振興局総務課      | 五島市福江町7-1                   |              |
| 長崎県五島振興局上五島支所総務課 | 南松浦郡新上五島町有川郷578-2           |              |
| 長崎県壱岐振興局総務課      | 壱岐市郷ノ浦町本村触570               |              |
| 長崎県対馬振興局総務課      | 対馬市厳原町宮谷224                 |              |

（3）連絡先（問合せ先）

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

（1）身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等、受験に際して必要な措置を希望するものは、障がい等の状況により希望する措置を行うことがある。

（2）受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込み（インターネットによる受験申込み又は郵送による受験申込み）をする前に、必ず上記5の（3）の連絡先へ相談すること。

相談受付期間：令和7年7月7日（月）から令和7年8月18日（月）

※特例措置の手続については、試験案内を参照すること。

7 合格発表の日時及び方法

（1）日時

令和8年1月28日（水）午前9時

## (2) 方法

当センターの事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者に可否通知書を郵送する。また、当センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）においても合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は合格発表日の午前中）する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二  
二二  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
ミツク  
プリント